

司研企第468号

(人ろー08)

平成25年3月4日

高等裁判所長官 殿

司法研修所長 安 井 久 治

平成25年度判事補基礎研究会の実施について（通知）

標記の研究会を下記のとおり実施しますから、貴庁管内の対象者を参加させてください。

なお、参加対象者を3月28日（木）までに報告してください。

記

1 研究期間

6月11日（火）から同月14日（金）までの4日間

2 研究場所

司法研修所

3 対象者

- (1) 平成22年8月に司法修習を終え同年9月に裁判官に任命された判事補（現行第63期）及び同年12月に司法修習を終え平成23年1月に裁判官に任命された判事補（新第63期）
- (2) 平成23年度及び平成24年度判事補基礎研究会に参加しなかった現行第61期、新第61期、現行第62期及び新第62期の判事補のうち、参加を希望するもの

4 研究内容

裁判実務の在り方の研究及び裁判官としての自己研さんの契機となる基礎的知

識の修得等

5 宿舎

宿舎を必要とする参加者については、当研修所のひかり寮又はいずみ寮を用意する。

平成25年4月10日

平成25年度判事補基礎研究会参加予定者 各位

司法研修所第一部教官室

研究会の実施要領について（通知）

1 日程

研究会の日程は、添付の日程表（案）に記載のとおりです。

2 実施要領

各カリキュラムの実施要領は、別紙のとおりです。

なお、別紙7の共同研究の民事班、刑事班の班分けのため、参加予定者は、別紙様式に従い、研究会当日における主たる担当職務の別を4月19日（金）までに当研修所事務局企画第一課企画係山田淳（XXXXXXXXXX）あてに電子メールで送信して提出してください。

(別紙)

実 施 要 領

1 講演「教養について（仮題）」

大学のもう一名の学長を講師に迎え、一般教養ないしリベラル・アーツの重要性について講演していただく予定である。

学長には多数の著書があるが、「教養」に関連するものとして、「
」（新潮文庫）、「
」（河出書房新社）、「
」（新潮選書）などがある。

2 講演「プロフェッショナルとしてのキャリア形成について（仮題）」

等におけるコンサルティング業務の経験を有し、
大学大学院の特任教授である氏を講師に迎え、プロフェッショナルとしての在り方について講演していただく予定である。

教授の著書のうち講演テーマに関連するものとして、「
」（PHPビジネス新書）、「
」（PHP新書）などがある。

3 講演「裁判所の現状と課題」

最高裁事務総局の民事局、刑事局、総務局の課長、参事官を講師として、裁判所の現状と課題について講演していただく予定である。

4 問題研究「民事執行事件の処理」

3班に分かれ、それぞれ東京地裁又は大阪地裁の裁判官を講師に迎え、民事執行事件の処理に関する設例に基づき、民事執行に関する基本問題について、共同討議を行うとともに、講師から説明を受ける予定である。

5 問題研究「令状事件の処理」

3班に分かれ、それぞれ東京地裁又は大阪地裁の裁判官を講師に迎え、研究員から提出された下記研究事項に関する研究問題（提出は任意とし、その様式、期限等は別途連絡する。）について、共同討議を行うとともに、講師から説明を受ける予定である。

[研究事項]

- ① 逮捕に関する問題
- ② 勾留に関する問題
- ③ 接見禁止に関する問題
- ④ 保釈、勾留執行停止に関する問題
- ⑤ 搜索差押等（鑑定処分、検証等を含む。）に関する問題
- ⑥ 準抗告に関する問題
- ⑦ その他

6 問題研究「民事保全事件の処理」

3班に分かれ、それぞれ東京地裁又は大阪地裁の裁判官を講師に迎え、民事保全事件の処理に関する設例に基づき、民事保全に関する基本問題について、共同討議を行うとともに、講師から説明を受ける予定である。

7 共同研究「判例について」

5班（民事3班、刑事2班）に分かれ、それぞれ地裁部総括裁判官を講師として、具体的な裁判例（5月中旬ころに連絡する予定）を素材として、判例の役割・機能、判例の拘束力の意義、限界などについて、以下の研究項目を中心に共同討議を行う（素材として具体的な裁判例を取り上げるが、いわゆる判例研究、判例評釈を行うものではない。）。

[研究項目]

- ① 当該裁判例のどの部分を判例と考えるか。
- ② ①の判例の拘束力の及ぶ範囲をどこまでと考えるか。

- ③ 判例の拘束力の根拠をどのように考えるか。
- ④ 判例（主論）と傍論とを区別できるか。傍論とは何か。
- ⑤ 判例と異なる見解を持つ下級裁判所裁判官の立場をどのように考えるか。

8 意見交換「裁判官としてのキャリア形成について（仮題）」

司法研修所教官を司会として、班別で、各自の任官後の約2年半の経験を踏まえ、本研究会の講演等も参考として、判事補時代にどのようにしてキャリア形成をしていくかといった将来像について意見交換をする。

(別紙様式)

主たる担当職務の別

所 属

氏 名

() 民 事

() 刑 事

※ いずれかのカッコ内に○を付して、4月19日(金)までに必ず提出
すること。

日 程 表 (案)

月	日	曜	実 施 内 容									
6	11	火	9:40	9:50	12:00	13:00	17:15	※				
			所長あいさつ	講演 「教養について」 (仮題) [redacted] 大学学長		問題研究(班別) 「民事執行事件の処理」 1班 東京地裁判事 澤田久文 2班 東京地裁判事補 山下真 3班 大阪地裁判事 桑原直子						
	12	水	9:50		14:00	14:20	17:00					
			問題研究(班別) 「令状事件の処理」 A班 東京地裁判事 岸野康隆 B班 東京地裁判事補 大槻友紀 C班 大阪地裁判事 梅澤利昭			共同研究(班別) 「判例について」 民事Ⅰ班 東京地裁判事 増田 稔 民事Ⅱ班 東京地裁判事 宮坂昌利 民事Ⅲ班 東京地裁判事 森富義明 刑事Ⅰ班 東京地裁判事 大野勝則 刑事Ⅱ班 東京地裁判事 三浦 透						
6	13	木	9:50		12:00	13:00	16:45					
			講演 「プロフェッショナルとしての キャリア形成について」(仮題) [redacted] 大学大学院教授			問題研究(班別) 「民事保全事件の処理」 甲班 東京地裁判事 鈴木雄輔 乙班 東京地裁判事補 野村昌也 丙班 大阪地裁判事 横地由美						
	14	金	9:50	10:40	10:40	11:20	11:20	12:00	13:00	16:00		
			講演 「裁判所の現状と課題」 民事局第一課長	刑事局第二課長	総務局参事官			意見交換(班別) 「裁判官としてのキャリア形成に ついて」(仮題)				

※ 懇談会を予定

平成25年4月18日

平成25年度判事補基礎研究会参加者 殿

司法研修所事務局長 吉 崎 佳 弥

平成25年度判事補基礎研究会について（事務連絡）

標記の研究会について、下記のとおりお知らせします。

記

1 日程

日程表（案）のとおり

2 場所、宿舎等

(1) 場所

司法研修所

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

(2) 集合

6月11日（火）午前9時30分 当研修所東館3階受付

(3) 宿舎

宿舎を必要とする参加者については、当研修所ひかり寮又はいずみ寮を用意する。

3 参加者

参加者名簿のとおり

4 旅費

参加に要する旅費は、研究会期間中に当研修所において支給する。

添付書類

1 日程表 (案)

2 参加者名簿

日 程 表 (案)

月	日	曜	実 施 内 容						
6	11	火	9:40	9:50	12:00	13:00	17:15	※	
			所長あいさつ	講演 「教養について」 (仮題) [redacted]大学学長 [redacted]		問題研究(班別) 「民事執行事件の処理」 1班 東京地裁判事 澤 田 久 文 2班 東京地裁判事補 山 下 真 3班 大阪地裁判事 桑 原 直 子			
	12	水	9:50		14:00	14:20	17:00		
			問題研究(班別) 「令状事件の処理」 A班 東京地裁判事 岸 野 康 隆 B班 東京地裁判事補 大 槻 友 紀 C班 大阪地裁判事 梅 澤 利 昭			共同研究(班別) 「判例について」 民事Ⅰ班 東京地裁判事 増 田 稔 民事Ⅱ班 東京地裁判事 宮 坂 昌 利 民事Ⅲ班 東京地裁判事 森 富 義 明 刑事Ⅰ班 東京地裁判事 大 野 勝 則 刑事Ⅱ班 東京地裁判事 三 浦 透			
13	木	9:50		12:00	13:00	16:45			
		講演 「プロフェッショナルとしての キャリア形成について」(仮題) [redacted]大学大学院教授 [redacted]			問題研究(班別) 「民事保全事件の処理」 甲班 東京地裁判事 鈴 木 雄 輔 乙班 東京地裁判事補 野 村 昌 也 丙班 大阪地裁判事 横 地 由 美				
14	金	9:50	10:40	10:40	11:20	11:20	12:00	13:00	16:00
		講演 「裁判所の現状と課題」 民事局第一 課長	刑事局第二 課長	総務局参事官		意見交換(班別) 「裁判官としてのキャリア形成に ついて」(仮題)			

※ 懇談会を予定

平成25年度判事補基礎研究会

参 加 者 名 簿

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
東京	東京地裁	木根 岩浦 遠大 樺木 久保 桑小坂 高竹 田寺 中中 中西 水水 宮百 渡佐 梶本 松満 吉増 寺湯 鈴	之彦 剛子 彦尚 郎也 美絢 史花 伸士 尋老 翔登 郎希 志康 玲太 浩子 奈緒 悟豊 一介 士耶
	横浜地裁		
	横浜家裁小田原支 さいたま地裁		
	千葉地裁		

高裁管内	本 務 庁		氏 名	備 考
東京	千葉地裁	二 福	宮 岡	正 一 郎
		渡 佐	岡 邊	涼 子
	宇都宮地裁	山 平	藤 本	容 洋 介 子
	前橋地裁	安 加	工 田	明 信 子 鷹
	静岡地裁	倉 小	藤 知	裕 優 子 治
	静岡地裁浜松支	磯 植	川 崎	泰 惠 久 輔
	甲府地裁	奥 小	野 山	賢 太 郎 優
	新潟家裁	鎌 栢	野 田	浩 平 健 美
	大阪地裁	高 長	田 分	巧 美 子 和
		松 峯	橋 橋	美 子 和 美
大阪		山 板	波 一	憲 也 郎 吾
	京都地裁	堀 小	下 東	真 純 衣
	神戸地裁	高 林	田 西	喜 公 輔
		富 奥	島 岡	剛 桜
	奈良地裁	森 飯	田 本	史 生 健
	大津地裁	島 高	塚 尻	謙 志
	和歌山地裁	滝 塚	場 澤	地 治
	名古屋地裁		田	子
				大 大 英 久 美
名古屋				

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
名古屋	名古屋家裁	松 井	ひ と み
	津地裁	秋 山	ひ 沙 織
	岐阜地裁	島 尻	香 一 織
	金沢地裁	山 田	哉 平
	金沢家裁	中 波	香 央
	富山地裁	那 山	宏 一
広島	広島地裁	山 中	友 裕
		鈴 三	真 貴
	岡山地裁	木 村	昭 昌
	松江地裁	上 森	宜 彦
福岡	福岡地裁	定 佐	み ど り
		藤 渡	民 昌
		堀 石	靖 輝
	長崎家裁	金 加	信 紀
	大分家裁	竹 西	一 真
	熊本地裁	小 鈴	初 祐
	熊本家裁	佐 々	文 憲
	鹿児島地裁	田 野	太 未
	宮崎地裁	青 加	誠 洋
仙台	仙台地裁	金 瀬	司
		金 杉	
	盛岡地裁	寺 戸	
	秋田地裁	山 戸	
札幌	札幌地裁		
高松	高松地裁		
	徳島地裁		
	松山地裁		

合計 103 人

日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容														
6	11	火	9:40	9:50 12:00 13:00 17:15 ※													
			所長あいさつ	講演 「現代社会における教養とは」 [redacted] 大学学長					問題研究（班別） 「民事執行事件の処理」 1 班 東京地裁判事 澤 田 久 文 2 班 東京地裁判事補 山 下 真 3 班 大阪地裁判事 桑 原 直 子								
	12	水	9:50	問題研究（班別） 「令状事件の処理」 A 班 東京地裁判事 岸 野 康 隆 B 班 東京地裁判事補 大 槻 友 紀 C 班 大阪地裁判事 梅 澤 利 昭					14:00	14:20 17:00							
										共同研究（班別） 「判例について」 民事Ⅰ班 東京地裁判事 増 田 稔 民事Ⅱ班 東京地裁判事 宮 坂 昌 利 民事Ⅲ班 東京地裁判事 森 富 義 明 刑事Ⅰ班 東京地裁判事 大 野 勝 則 刑事Ⅱ班 東京地裁判事 三 浦 透							
13	木	9:50	12:00 13:00 16:45														
		講演 「プロフェッショナルとしての キャリア形成について」 [redacted] 大学大学院 [redacted] 特任教授 [redacted]	問題研究（班別） 「民事保全事件の処理」 甲班 東京地裁判事 鈴 木 雄 輔 乙班 東京地裁判事補 野 村 昌 也 丙班 大阪地裁判事 横 地 由 美														
14	金	9:50 10:40 10:40 11:20 11:20 12:00 13:00 16:00	講演 「裁判所の現状と課題」 民事局第一課長 岡崎克彦 刑事局第二課長 香川徹也 総務局参事官 杜下弘記										意見交換（班別） 「裁判官としてのキャリア形成について」				

※ 懇談会を予定

(平成25. 5. 20)

平成25年度判事補基礎研究会

班 別 研 究 問 題

令状事件の処理

A班

— 6月12日(水)使用 —

目 次

1 逮捕

第1問 1

第2問 2

2 勾留

第3問 3

第4問 4

第5問 5

第6問 6

第7問 7

第8問 8

第9問 9

第10問 10

1・2 逮捕・勾留

第11問 11

第12問 12

3 接見禁止

第13問 13

4 保釈、勾留執行停止

第14問 14

第15問 15

5 搜索差押等（鑑定処分、検証等を含む。）

第16問 16

第17問 17

6 準抗告

第18問 18

【第1問】

(分類) ①

(提出問題)

逮捕状における被害者の表示につき、匿名や仮名とした逮捕状請求、写真を別添した逮捕状請求につき、どのように対応すべきか。

【第2問】

(分類) ①

(提出問題)

逮捕状・勾留状に記載する被疑事実の要旨について、被害者の氏名を「被害者A」や「被害女性（昭和○年○月○日生）」、「被害女性（身長○センチメートル, ○色上衣, ○色下衣）」などと記載することが許されるか。

罪名が条例違反（盗撮）の場合に、上記のような記載をすることが許されるか。

【第3問】

(分類) ②

(提出問題)

少年の被疑者を勾留する必要があると判断した場合、その勾留場所についてどのように考えるべきか。

【第4問】

(分類) ②

(提出問題)

次のような家族間の暴行あるいは傷害事件について勾留請求があった場合に，勾留の理由及び必要性の有無につきどのように考えるべきか。

- 1 暴行態様もさほど悪質でなく，夫婦けんかや親子けんか等が偶然エスカレートしてしまったと思われる事案。
- 2 被害者が当初処罰意思を有していたのに，後に処罰は望まないと述べる事案。

【第5問】

(分類) ②

(提出問題)

酒気帯び運転又は酒酔い運転の事案における，飲酒経過に関する罪証隠滅のおそれの有無及び程度について，どのように考えるべきか。

【第6問】

(分類) ②

(提出問題)

勾留請求に対する判断をする際、裁判官として行い得る、又は行うべき事実の取調べとしては、どのようなものがあるか。

例えば、以下のような事実の取調べを行うことは適切か。

- 1 条例違反（盗撮）の被疑事実で勾留請求された被疑者について、自宅等を搜索場所とする搜索・差押許可状の発付の有無及び当該搜索・差押許可状が発付されていた場合の執行の有無を確認するために事実の取調べを行うこと
- 2 被疑者が勾留質問の際、「経営している会社の従業員に給与を支給しなければならない。そのために、取引先から集金する必要がある。取引先の場所や集金の方法は自分しか分からない。」と供述した場合、その真偽を確認するために事実の取調べを行うこと

【第7問】

(分類) ②

(提出問題)

勾留に代わる観護措置の請求(少年法43条本文)がされた事例又は少年を被疑者とする勾留請求に対して観護措置を行った事例があれば、事案の概要や判断のポイントとなった点等について伺いたい。

【第8問】

(分類) ②

(提出問題)

被疑者勾留の勾留状の被疑事実と起訴状の公訴事実との間に事実の同一性が認められることが明らかであるにもかかわらず、新たな勾留状の発付を求める職権発動の申立てがあった場合（いわゆる「念のため求令」），事実同一性があるとして、勾留状の発付を認めない運用について、どう考えるか。

【第9問】

(分類) ②

(提出問題)

A事実について勾留中、追起訴のB事実についても勾留したところ、第1回公判前の段階で、勾留更新の担当裁判官が、A・B両事実は包括一罪になると判断した場合、A事実についての勾留を取り消し、B事実についての勾留を存続させた上で、勾留更新決定をすることに問題はないか。

【第10問】

(分類) ②

(提出問題)

被害弁償未了を主な理由とする勾留延長の可否。

【第 1 1 問】

(分類) ①, ②

(提出問題)

併合罪関係にある別件余罪の逮捕・勾留が先行している場合、本件逮捕・勾留が違法な再逮捕・勾留に当たる場合があるか。当たる場合があるとして、どのような事情を考慮すべきか。

【第12問】

(分類) ①, ②

(提出問題)

ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）違反被疑事件について、逮捕状請求段階ないし勾留請求段階の被疑事実の要旨の記載が次のようなものであった場合、裁判所としてどのように対処すべきか。

- (1) 「つきまとい等」が半年間隔で2回しか行われていない場合
- (2) 「つきまとい等」として被疑者が半年前及び3日前の2回にわたって被害者車両を毀損した事実（法2条1項4号）が記載されているが、前者の事実については既に器物損壊罪による有罪判決が確定している場合

【第13問】

(分類) ③

(提出問題)

公判前整理手続に付される事件について、公訴提起後の接見等禁止の裁判をする際、あるいは、同事件について接見等禁止の裁判をした後において、公判前整理手続の長期化に対して、令状担当裁判官がなしうる工夫等があるか。

【第14問】

(分類) ④

(提出問題)

被告人の実父が危篤状態であることを理由に勾留の執行停止の職権発動を求める申立てがされた場合、執行停止の条件として、「拘置所と実父が入院する病院との送迎を被告人の弁護人が行うものとする」という条件を付けることは許されるか。

【第15問】

(分類) ④

(提出問題)

第一回公判期日前の保釈請求に対する判断をする際、弁護人が請求書で主張していないが、裁判官が事実上把握している情報をどこまで考慮して良いのか。

【第16問】

(分類) ⑤

(提出問題)

強制採血に関する鑑定処分許可状について、どのような記載をすべきか。

【第17問】

(分類) ⑤

(提出問題)

覚せい剤所持の被疑事実に関して、覚せい剤等を差し押さえるべき物とし、被疑者所有の自動車を検索すべき場所とする捜索差押許可状の発付が請求された。以下の場合、どのような令状を発付すべきか。

- ①当該自動車が被疑者方の敷地内にある場合
- ②当該自動車が公道上にある場合
- ③当該自動車が第三者方の敷地内にある場合

【第 18 問】

(分類) ⑥

(提出問題)

勾留延長の裁判に対する準抗告においては、勾留の理由があるかどうかについて判断することができるか、また、判断すべきか。

(平成25. 5. 20)

平成25年度判事補基礎研究会

班 別 研 究 問 題

令状事件の処理

B 班

— 6月12日(水) 使用 —

目 次

1 逮捕

第1問	．．．．．	1
第2問	．．．．．	2
第3問	．．．．．	3

2 勾留

第4問	．．．．．	4
第5問	．．．．．	5
第6問	．．．．．	6
第7問	．．．．．	7
第8問	．．．．．	8

1・2 逮捕・勾留

第9問	．．．．．	9
-----	-------	---

3 接見禁止

第10問	．．．．．	10
第11問	．．．．．	11

4 保釈、勾留執行停止

第12問	．．．．．	12
------	-------	----

5 搜索差押等（鑑定処分、検証等を含む。）

第13問	．．．．．	13
第14問	．．．．．	14
第15問	．．．．．	15

6 準抗告

第16問	．．．．．	16
第17問	．．．．．	17

7 その他

第18問

・ ・ ・ ・ ・ 18

【第1問】

(分類) ①

(提出問題)

警察官の逮捕状請求につき、以前に、他の裁判官がこれを却下し、又は警察官に請求を撤回させていた場合において、この逮捕状の発布の可否を判断する際にどのようなことに注意すべきか。

【第2問】

(分類) ①

(提出問題)

被害者特定事項の秘匿が求められた場合における令状の審査・発付のあり方

【第3問】

(分類) ①

(提出問題)

被害者を匿名にした逮捕状の発付の可否について。

【第4問】

(分類) ②

(提出問題)

勾留質問において被疑者が逮捕，搜索差押え等の先行手続に関する不服を主張した場合，その内容を勾留質問調書に記載すべきか否か，仮に記載する場合，どの程度記載すべきか。

【第5問】

(分類) ②

(提出問題)

旅券不携帯の被疑事実で現行犯人逮捕された被疑者について、旅券不携帯及び不法残留の被疑事実で勾留請求がされた。被疑者は、娘や友人の家で生活していたようであり、その所在地は不明であるが、逮捕後勾留請求までに娘が警察に旅券を提出していた。担当裁判官としてどのように対処すべきか。

【第6問】

(分類) ②

(提出問題)

死体遺棄被疑事件において、逮捕状及び勾留請求書記載の被疑事実の要旨には、被疑者が自宅に死体を放置して外出した時刻である「〇月〇日午前6時40分ころ」が犯行時刻として記載されていたが、被疑者が外出した時間を裏付ける疎明資料が存在しなかった。次の各場合、裁判官はどのように対応すべきか。

- ① 検察官が、犯行時刻を、疎明資料（死体発見状況に関する捜査報告書）が存在する上記同日午前11時ころに訂正して勾留請求をしたい旨の意向を伝えてきた場合。
- ② 検察官が、「被疑者が午前6時40分ころに外出した旨の供述をしていたが、調書にするのを失念していた」と述べた場合。

【第7問】

(分類) ②

(提出問題)

勾留期間延長の裁判における適切な延長期間の判断方法如何

【第8問】

(分類) ②

(提出問題)

少年に対する勾留請求について、検察官に予備的に勾留に代わる観護措置の請求を追加させて観護令状を発付する場合、追加請求の受付についてどのような措置をとるのが適当か。

【第9問】

(分類) ①, ②

(提出問題)

被疑者(大学生の男性, 前科前歴なし)が自動車を運転中に自転車と接触し, 自転車を転倒させてそのまま逃走したが, 数日後に同居の母親に犯行を告白し, 母親とともに警察署に出頭したという事案において, 自動車運転過失傷害(刑法211条2項)及び救護義務違反(道路交通法117条2項, 1項, 72条1項前段)の事実で逮捕状を発するのは適切か。なお, 被疑者は自動車運転過失傷害の事実(過失を含む。)及び救護義務違反の事実(故意を含む。)を認めている。

また, 上記事案において勾留状を発するのは適切か。

【第10問】

(分類) ③

(提出問題)

裁判員裁判対象事件について，起訴後の接見等禁止の裁判の期限をどのように定めるべきか。

【第 1 1 問】

(分類) ③

(提出問題)

接見等禁止決定が付された勾留中の被疑者が検察官宛に手紙を差し出すことを許可されたいとして、接見等禁止の一部解除の申立てがあった場合の処理について

【第12問】

(分類) ④

(提出問題)

起訴直後の保釈請求につき、裁量保釈が可能との心証を得たが、検察官から「余罪があり、本件で保釈されても、別件で逮捕する」として却下すべきとの意見が述べられた場合の処理。

【第13問】

(分類) ⑤

(提出問題)

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反事件（痴漢の否認。被告人は逮捕・勾留され，起訴後に保釈。）の第1回公判後（第2回公判以降に，被害者，目撃者，被告人本人の尋問を予定。）に，検察官から，（簡易裁判所の裁判官ではなく）係属裁判所に対し，被告人の携帯電話を対象とする搜索差押え令状の請求があったとき（あるいは，簡裁が出してくれないのだが係属部に請求すれば出してもらえる見込みがあるのかという問い合わせを受けたとき），どのように対応すべきか。

公判を担当する検察官が携帯電話を差し押さえたいと考えたのは，被告人が，痴漢があったとされる時間に携帯電話を操作していたという弁解をしたときに備え，あらかじめ潰しておきたいと考えたためと思われる。

【第14問】

(分類) ⑤

(提出問題)

覚せい剤所持の被疑事実につき情報提供者の目撃供述を主たる疎明資料とする捜索差押令状の発付請求がされた場合において、次の点をどのように考えるか。

- (1) 令状請求期間の限界
- (2) 疎明資料の質

【第 1 5 問】

(分類) ⑤

(提出問題)

携帯電話の位置探索を目的とする位置探索用端末の検証令状について、執行の方法（検証の条件）を「位置情報を携帯電話会社から書面又は電話による報告を受けることによって検証する」とする検証令状が発付できるか。

【第16問】

(分類) ⑥

(提出問題)

弁護人が、勾留期間延長決定に対する準抗告において、当初の勾留の期間中に勾留の理由または必要性がなくなったと主張した場合、準抗告裁判所としてどのように対応すべきか。また、勾留期間中に、勾留の理由または必要性がなくなったと判断した場合はどうすべきか。

【第 17 問】

(分類) ⑥

(提出問題)

小問 1

勾留の裁判に対する準抗告において、原裁判後の新事情や新資料を踏まえて取消をすることの可否

小問 2

接見等禁止決定に対する準抗告において、一部の者を接見等禁止決定の対象者から外さなかった点について、原裁判後の新事情や新資料を踏まえて取消をすることの可否

【第18問】

(分類) ⑦

(提出問題)

令状の請求書に印漏れがあつたが、請求警察署が遠方にあり、印漏れを訂正させた上で再度裁判所に持参させるとすると、往復に相当の時間がかかるとする。なお、印漏れ以外の点（発付の要件）については問題が無かったとする。この場合に、令状担当裁判官はいかなる対応をとるべきか。

請求書の記載に不備があり（誤記等）、その箇所を訂正させる必要がある場合、上記印漏れの事案と結論を異にするか。

(平成25. 5. 20)

平成25年度判事補基礎研究会

班 別 研 究 問 題

令状事件の処理

C班

— 6月12日(水) 使用 —

目 次

1 逮捕		
	第1問	1
	第2問	2
2 勾留		
	第3問	3
	第4問	4
	第5問	5
	第6問	6
	第7問	7
1・2 逮捕・勾留		
	第8問	8
3 接見禁止		
	第9問	9
	第10問	10
4 保釈, 勾留執行停止		
	第11問	11
	第12問	12
5 搜索差押等 (鑑定処分, 検証等を含む。)		
	第13問	13
	第14問	14
6 準抗告		
	第15問	15
5・6 搜索差押等 (鑑定処分, 検証等を含む。) ・準抗告		
	第16問	16
7 その他		

第17問 17

【第1問】

(分類) ①

(提出問題)

被疑事実は重大でなく、補導歴も僅かであるが、学校では従前から問題（器物損壊等）を起こしており、交友関係も芳しくなく、保護者の監護能力に疑問がある年少少年につき、逮捕状が請求された。警察官が、逮捕の必要性について、少年自身の福祉の観点を主張する場合、どう考えるか。

【第2問】

(分類) ①

(提出問題)

一晩のうちに同じ商店街で5件の侵入窃盗があったところ、被疑者甲野太郎について、①店舗Aへの侵入窃盗で逮捕・勾留（20日間）され、②その満期日に、処分保留で釈放されると同時に、店舗Bへの侵入窃盗で逮捕・勾留（20日間）された後、③店舗Bでの勾留満期直前に、店舗Cへの侵入窃盗で逮捕状が請求された。一件記録等を検討しても、上記3件の同時捜査が困難とは認められない場合、③の逮捕状請求に対し、どのようにすべきか。

【第3問】

(分類) ②

(提出問題)

被疑者が遠隔地からの旅行中に逮捕，勾留請求されたが，被疑事実の内容・被疑者の生活状況等に照らせば，仮に被疑者が管轄地域内に在住しているのであれば勾留請求却下が相当と思われる事案において，被疑者が遠隔地在住であることをもって逃亡のおそれや勾留の必要性を認めて勾留請求を認めることの適否。

【第4問】

(分類) ②

(提出問題)

少年の勾留請求（家裁送致前の段階）において，検察官から，勾留することが「やむを得ない場合」であるとして，引き当たりや被疑者立会いの下での実況見分を実施する必要があるが，①少年鑑別所から現場までの所要時間と少年鑑別所の時間管理との関係，又は②少年鑑別所の職員の対応が困難であることから，勾留に代わる観護措置では上記捜査を実施することが困難又は不可能であるとの説明がされた。このような場合，「やむを得ない場合」（少年法48条1項）であるといえるか否かにつき，どのような観点から検討すべきか。

【第5問】

(分類) ②

(提出問題)

勾留請求での被疑事実の要旨に関する被害者等の特定の要否（なお、一件記録上特定が可能なことを前提とする。）及び可能な限りの特定をする必要はないと考える場合は求められる特定の程度。

また、事案の内容によって上記特定の要否判断が変わりうる場合はその指標。

【第6問】

(分類) ②

(提出問題)

在宅求令状が求められた場合の勾留の理由の判断にあたって考慮すべき事由

【第7問】

(分類) ②

(提出問題)

万引き事案における勾留の理由（罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由）についての判断について

【第8問】

(分類) ② (①)

(提出問題)

通常逮捕許可状請求前に、ポリグラフ検査を理由として長時間任意同行している場合の、その後の身体拘束に関する影響等について

【第9問】

(分類) ③

(提出問題)

日本人成人被疑者に対し、勾留請求と同時に接見等禁止請求があった場合に、裁判官において、被疑事実と関係性がないとうかがわれる被疑者の父母等の親族を除外した接見等禁止決定をすることはあるか。

【第 10 問】

(分類) ③

(提出問題)

裁判員裁判対象事件における起訴後の接見禁止の終期について

【第 1 1 問】

(分類) ④

(提出問題)

- (1) 権利保釈除外事由の存否，裁量保釈の可否の判断に当たり，余罪が追送致・追起訴予定であることを考慮することができるか。余罪が多数あること，同種余罪であること，捜査の状況（余罪の追起訴の時期）はどのように判断に影響するか。
- (2) 余罪が追送致・追起訴予定である場合に裁判官から検察官に対して保釈許可決定の見込みを伝えたと，追送致予定の余罪で被告人を逮捕することを検討する旨言われることがある。このような場合，実務的にどのような処理が考えられるか。

【第12問】.

(分類) ④

(提出問題)

被疑者国選対象事件の被疑事実について被疑者国選非対象事件での公訴提起があった後に、被疑者段階の国選弁護人から保釈請求があった場合の裁判所としての対応のあり方について

【第13問】

(分類) ⑤

(提出問題)

氏名不詳者による殺人被疑事件について、「解剖すべき死体」として「氏名不詳者の焼死体」と記載のある鑑定処分許可状の請求がきた。裁判官としては、「解剖すべき死体」として同程度の記載をして鑑定処分許可状を発付してよいか。

【第14問】

(分類) ⑤

(提出問題)

麻薬特例法違反被疑事件で、被疑者使用の携帯電話に対する通信傍受令状の請求と併せて、被疑者の行動確認を行う目的で、被疑者使用の携帯電話の位置探索のための検証許可状の請求がなされた。検証許可状請求書には、検証期間中における位置探索の回数として「上記検証期間内の随時」と記載されていた。裁判官としていかなる令状処理をすべきか。

【第15問】

(分類) ⑥

(提出問題)

勾留延長の裁判後勾留延長が始まるまでの間に捜査が進展し、10日間の延長の必要がなくなったと認められる場合、準抗告審は、請求を認容し、又は期間を短縮することはできるか。

【第16問】

(分類) ⑤・⑥

(提出問題)

押収の証拠保全請求について令状裁判官，準抗告審のなしうる事実の取調べ

【第 17 問】

(分類) ⑦

(提出問題)

被疑者のために国選弁護人を選任することができるのは、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件（以下「対象事件」という。）について勾留されている場合に限られるところ、被疑者が、対象事件と非対象事件の双方について1通の勾留状により勾留され、両事件が併合罪の関係にある場合、対象事件について選任された国選弁護人は、非対象事件についても弁護活動を行うことが許されるか。